課長	副課長	担当副課長	係長	受付印

様式第１号（第２条、第５条関係）

加古川市民交流ひろば使用許可兼使用料減免申請書

年　月　日

加古川市長　様

申請者　　団体名
　　　　　氏　名（代表者名）
　　　　　住　所（所在地）〒

使用責任者　氏　名
　　　　　　電話番号

加古川市民交流ひろばの使用の許可を受けたいので、加古川市民交流ひろばの設置及び管理に関する条例第６条及び第８条の規定により、次のとおり申請します。

使用目的	

№.	使用年月日	使用時間	室名	人数	備考
1	年　月　日（　）	時～　時			
2	年　月　日（　）	時～　時			
3	年　月　日（　）	時～　時			
4	年　月　日（　）	時～　時			
5	年　月　日（　）	時～　時			

入場料等確認事項	☐使用者が入場料その他これに類するものを徴収する ☐商品の展示、宣伝若しくは販売に使用する ☐上記のいずれにも該当しない ☐インボイス（債務明細請求書）発行が必要 ☐私は、本施設の使用に関する注意事項について理解しました。（裏面参照）
減免申請及び減免理由	☐減免申請する　※減免申請をされる場合のみ裏面参照の上記入ください ＜減免理由＞ ☐規則第５条第１項第　　　号該当 ☐規則第５条第１項第４号該当 【活動目的：　　　】 ☐規則第５条第１項第５号該当 【理由：　　　】
備考 ※減免申請：所管課使用欄	加古川市民交流ひろば設置及び管理に関する条例施行規則第５条第４号に　該当する　・　該当しない 課長 |受付（減免所管課）

☐予約状況確認済み

加古川市民交流ひろば使用についての注意事項

（１）**施設の臨時休館**をはじめ、管理運営上支障があるときは使用の許可を取り消すことがあります。
（２）許可を受けないで、物品の販売、入場料の徴収等をしないでください。
（３）次の場合は職員にご相談ください。
①隣接する会議室を一体で使用する場合
②持ち込み機材がある場合
③マイクを使用する場合（マイクの使用は会議室１及び２のみ可能です）
（４）会議室での物の紛失や破損等については、施設では一切責任は負えませんのでご了承ください。
（５）当施設は防音設備がありません。音漏れ、隣接する部屋の音の発生（マイクを使用する場合を含む）については、ご了承のうえご使用ください。使用申請の提出により、了承を得たものとします。
（６）指定駐車場の駐車サービス券は、申請書提出時に１時間券１枚、会議室使用当日は１団体につき２時間券１枚を上限に交付します。
（7）来場者の安全性確保のため、原則台車は使用できませんのでご了承ください。
（8）来場者が多い場合、来場者の導線整理や案内は使用者側で行ってください。また、通路や通路側の壁等に看板・ポスターなどは設置できません。
（9）使用を取り消す場合は、速やかにその旨を連絡してください。
（10）既納の使用料は原則として還付できませんが、次の場合は使用料の全部または一部を還付することができます。
①天災地変その他使用者の責に帰すことができない理由により、交流ひろばを使用できなくなったとき（使用料の全額）
②使用者が交流ひろばを使用する日の１箇月前までに使用の取消しを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき（使用料の10分の８に相当する額）
③使用者が交流ひろばを使用する日の２週間前までに使用の取消しを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき（使用料の10分の５に相当する額）

加古川市民交流ひろば使用料の減免について

加古川市民交流ひろばの設置及び管理に関する条例施行規則第５条に定める使用料の減免は、以下の場合に減額し、または免除することができます。
加古川市民交流ひろば使用許可兼使用料減免申請書は、概ね１週間前までに提出してください。
詳しくは、下記までお問い合わせください。

【減免理由】

１．市が主催する事業のために使用するとき【規則第５条第１項第１号】
２．市が共催する事業のために使用するとき【規則第５条第１項第２号】
３．公共的団体が公益のために使用するとき【規則第５条第１項第３号】
４．次に掲げる団体が当該活動に係る会議等で使用するとき【規則第５条第１項第４号】
① 加古川市民交流ひろばを使用する市民団体に関する要綱の規定に基づき、市民団体として認定を受けている団体
② 加古川市民交流ひろばを使用する「男女共同参画に関する活動を行うことを目的とする団体」に関する要綱の規定に基づき、男女共同参画活動団体として認定を受けている団体
③ 加古川市民交流ひろばを使用する「国際交流及び多文化共生に関する活動を行うことを目的とする団体」に関する要綱の規定に基づき、国際交流活動団体として認定を受けている団体
④ 勤労者の福祉に関する活動を行う団体のうち産業振興課において減免対象であると認められる団体
⑤ 青少年の健全育成に関する活動を行う団体のうち青少年育成課において減免対象であると認められる団体
５．その他市長が特に必要と認めるとき【規則第５条第１項第５号】

＜お問い合わせ先＞市民活動推進課多文化共生係（079）425-1166